

青森市 長期優良住宅の認定申請手数料額

平成28年4月1日改正

法律名	対象事務		手数料額		
	区分	認定の審査 上段 適合証有 中段 住宅性能評価書有 下段 上記以外	変更の審査 上段 適合証有 中段 住宅性能評価書有 下段 上記以外		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	新築	1戸建ての住宅	6,000円 15,000円 46,000円	3,000円 7,000円 23,000円	
		次に掲げる住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			
	（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅）	住戸の数が5以下のもの	12,000円 57,000円 100,000円	6,000円 28,000円 54,000円	
		住戸の数が6以上10以下のもの	21,000円 93,000円 170,000円	10,000円 46,000円 86,000円	
		住戸の数が11以上25以下のもの	31,000円 170,000円 340,000円	15,000円 87,000円 170,000円	
		住戸の数が26以上50以下のもの	58,000円 300,000円 610,000円	29,000円 150,000円 300,000円	
		住戸の数が51以上100以下のもの	100,000円 460,000円 1,050,000円	50,000円 230,000円 520,000円	
		住戸の数が101以上200以下のもの	160,000円 840,000円 1,950,000円	83,000円 420,000円 970,000円	
		住戸の数が201以上300以下のもの	200,000円 1,140,000円 2,790,000円	100,000円 570,000円 1,390,000円	
		住戸の数が301以上のもの	210,000円 1,380,000円 3,420,000円	100,000円 690,000円 1,710,000円	
	増築又は改築	1戸建ての住宅	9,000円 23,000円 69,000円	4,000円 11,000円 34,000円	
		次に掲げる住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）			
		（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅）	住戸の数が5以下のもの	18,000円 87,000円 160,000円	9,000円 43,000円 81,000円
			住戸の数が6以上10以下のもの	32,000円 130,000円 260,000円	16,000円 69,000円 130,000円
			住戸の数が11以上25以下のもの	47,000円 260,000円 510,000円	23,000円 130,000円 250,000円
			住戸の数が26以上50以下のもの	88,000円 450,000円 920,000円	44,000円 220,000円 460,000円
			住戸の数が51以上100以下のもの	150,000円 690,000円 1,580,000円	75,000円 340,000円 790,000円
			住戸の数が101以上200以下のもの	240,000円 1,260,000円 2,930,000円	120,000円 630,000円 1,460,000円
			住戸の数が201以上300以下のもの	300,000円 1,720,000円 4,190,000円	150,000円 860,000円 2,090,000円
			住戸の数が301以上のもの	320,000円 2,080,000円 5,130,000円	160,000円 1,040,000円 2,560,000円
譲受人を決定した場合の変更申請			6,000円		
地位の承継の承認申請			3,000円		

共同住宅等の認定手数料

1申請あたりの手数料（住戸単位） = 手数料額 ÷ 認定申請数 [円/戸]